

**文京区旅館業に係る計画
及び適正な管理運営に関する
条例のてびき**

文京区文京保健所

1 目的

文京区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する条例(以下、「条例」とします。)及び文京区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する条例施行規則(以下、「規則」とします。)は、旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関し必要な事項を定めることにより、区民の良好な生活環境を確保することを目的として議員提案により作られました。

内容は、大きく分けて2つあります。一つは、旅館業の申請前に説明会を中心とした手続きを踏むことによって住民理解を得ることです。保健所から助言することはありますが、直接介入することは原則いたしませんので、営業者と住民でよく話し合ってください必要があります。もう一つは、営業開始後、連絡先や屋号を掲示することによって、緊急時・災害時等にすぐに対応できる体制を整えることです。

2 手続き手順

① 事前相談

新たに旅館業を始める場合は、あらかじめ保健所にご相談ください。

旅館業は、文京区のどこでも行えるものではありません。都市計画法の用途地域の種類によって、あるいは東京都文教地区建築条例の文教地区に指定された場所では制限を受けます。計画している場所で旅館業が可能かどうかの判断は、文京区役所都市計画部に確認してください。

② 計画届の提出(条例第7条・規則第3条)

計画が固まったら、保健所に「旅館業に係る計画届(別記様式第1号)(5ページ)」を提出してください。また、施設の概要には次の書類を添付するようお願いします。

1. 施設の周辺図(施設から300mまで表示されているもの)
2. 建物平面図(旅館業の設備があるフロア+建物外からの出入りに使うフロア)
3. 建物立面図(既存建物の場合で、外壁変更がないのであれば写真でも可)
4. 各部屋の定員、ベッドの種類・配置場所がわかるもの(建物平面図に記載でも可)
5. 給排水設備・換気設備・電気設備・ガス設備に関する図面(建物平面図に記載でも可)

提出期限は、説明会開催日の30日前までです。また、計画届提出後に計画を変更することは可能ですが、計画を変更することは住民に不信感を与えるきっかけになります。よく検討した上で、計画届を提出するようお願いします。

計画届を保健所に提出後、地元の代表者(旅館業施設の場所に属する町会の町会長等)と今後の進め方(説明会の日時、場所等)について相談されるとスムーズにいくと思われます。

③ 標識の設置 (条例第8条第1項・規則第4条第1項)

計画届を提出後に、旅館業計画地の道路に面した面に標識を設置してください。標識は市販されていませんので、「旅館業に係る計画のお知らせ(別記様式第2号)(6ページ)」を 0.9m^2 以上になるよう拡大するか、自作してください。また、風雨に対応できるようカバーをかけるなど工夫してください。標識は地面から下端がおおよそ 1m となるよう設置してください。標識は、説明会開催日の20日前から旅館業法の許可・不許可処分が行われるまで継続して設置してください。

④ 標識設置届の提出 (条例第8条第1項・規則第4条第4項)

③の標識を設置したら、保健所に報告してください。「旅館業に係る計画標識設置届(別記様式第3号)(7ページ)」がその様式です。標識設置日に提出できない場合は、保健所に電話等で設置した旨の報告をしてください。保健所職員が現地の確認に伺います。「⑧説明会開催」までには提出するようお願いします。また、次の書類を添付してください。

1. 標識設置位置図(住宅地図等に標識設置場所を記したもの)
2. 標識設置状況を写した写真(標識内容が確認できる近景と設置状況が確認できる遠景の2種)

⑤ 説明会開催案内板の設置 (条例第9条第2項・規則第6条第1項)

説明会の場所、日時が決まりましたら、説明会開催案内板を設置してください。案内板は市販されていませんので、「旅館業に係る説明会開催のお知らせ(別記様式第4号)(8ページ)」を 0.6m^2 以上になるよう拡大するか、自作してください。また、風雨に対応できるようカバーをかけるなど工夫してください。標識は、説明会開催日の20日前から説明会が行われるまで継続して設置してください。

⑥ 説明会案内板設置届の提出 (条例第9条第2項・規則第6条第4項)

⑤の案内板を設置したら、保健所に報告してください。「旅館業に係る計画説明会案内板設置届(別記様式第5号)(9ページ)」がその様式です。案内板設置日に提出できない場合は、保健所に電話等で設置した旨の報告をしてください。保健所職員が現地の確認に伺います。「⑧説明会開催」までには提出するようお願いします。また、次の書類を添付してください。

1. 説明会案内板設置位置図(住宅地図等に案内板設置場所を記したもの)
2. 説明会案内板設置状況を撮影した写真(案内板内容が確認できる近景と設置状況が確認できる遠景の2種)

⑦ 隣接住民に対しての文書による説明会の周知 (条例第9条第2項・規則第6条第6項)

⑥の案内板とは別に、旅館業施設の敷地境界から 10m 以内の敷地内の建物に居住又は事業を営む隣接住民等に対しては、書面にて説明会開催日の20日前までに周知してください。また、どの場所に配布したかわかるように記録を残してください。

⑧ 説明会開催 (条例第9条第1項・規則第5条)

説明会には、営業予定者及び建築主が参加してください(説明は別の方でも構いません)。説明会で説明すべき事項は、次のとおりです。

1. 旅館業の施設及び当該施設が存する建築物の規模
2. 旅館業の施設の敷地の形態及び規模
3. 旅館業の施設の位置及び付近の建築物の位置の概要
4. 旅館業の施設の構造及び設備
5. 営業形態
6. 管理運営方針
7. その他区長が必要があると認めた事項

説明会は、他の法令による説明会と同日、同場所の開催でも構いませんが、必ず本説明会専用の時間を設けてください。

巻末にセルフチェックリスト(16ページ)を用意しました。説明漏れがないようご活用ください。

■ ⑨ 説明会報告書の提出 (条例第9条第3項・規則第7条)

説明会を行った場合、その経過の概要を「旅館業に係る計画説明会報告書(別記様式第6号)(10ページ)」にまとめ、保健所に提出してください。

説明会を複数回行った場合、開催の都度、報告書の提出が必要です。

説明会開催後10日程度までに提出をお願いします。それが困難な場合であっても「⑩事前協議(意見募集)」期間の最終日までに提出してください。

■ ⑩ 事前協議(意見募集) (条例第10条第1項・規則第8条第2項)

意見募集の期間は、説明会を行った日から30日間です。説明会を複数回行った場合は、一番最後に行った日が起算日になります。

保健所に「意見申出書(別記様式第7号)(11ページ)」により意見申出があった場合、内容を精査して営業予定者にお知らせいたしますので、意見申出者と協議に入ってください。

協議方法は、対面、書面、電話など方法は問いませんが、協議に保健所が入ることはいたしません。両者でよく話し合って進めてください。

■ ⑪ 事前協議報告書の提出 (条例第10条第2項・規則第8条第3項)

⑩の意見募集による事前協議の結果を「事前協議結果報告書(別記様式第8号)(12ページ)」にまとめ、保健所に報告してください。

■ ⑫ あっせん (条例第11条・規則第9条第1項)

⑩の意見募集による事前協議を経ても話がまとまらなかった場合、営業者及び意見申出者の両方(場合によっては、どちらか一方でも)の要請によりあっせんに入ります。この要請の時に使う様式は「調整申出書(別記様式第9号)(13ページ)」です。

区は、時間と場所の調整を行います。意見の調整・集約は行いません。

13 手続き完了 (条例第15条)

意見申出書の提出がなかった場合、事前協議を経て、意見がまとまった場合及びあっせんにより協議事項がまとまった場合、事前手続きが完了したことになります。旅館業法の申請に向けて必要書類の準備をしてください。

旅館業法の申請が終わってから工事に入ってください。

14 整備完了届提出 (条例第13条・規則第11条)

計画している工事がすべて完了し、旅館業を営業できる状態になったら「旅館業の施設整備完了届(別記様式第12号)(14ページ)」を提出してください。

整備完了届提出後、職員が現地に伺い検査を行います。申請図面通りのものが出来上がっているか、法令上問題ないかを確認します。フロント代替施設の場合、監視場所や駆け付け事務所も検査対象です。

15 計画変更 (条例第9条第4項)

「⑧説明会開催」以降に旅館業の計画に大きな変更があった場合、「⑤説明会開催案内板の設置」からやり直しとなる可能性があります。

16 計画廃止 (条例第14条・規則第12条)

「②計画届の提出」以降に旅館業の計画を断念する場合は、「旅館業に係る計画廃止届(別記様式第13号)(15ページ)」を提出してください。

3 関連資料リンク先

●条例・規則は文京区のHPで公開しています。

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/hoken/seikatsueisei/kankyo/eigyo/kaisetsu/ryokann.htm>

●条例:文京区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する条例

https://www.city.bunkyo.lg.jp/var/rev0/0166/2275/ryokan_kannriuneijourei.pdf

●規則:文京区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する条例施行規則

https://www.city.bunkyo.lg.jp/var/rev0/0166/2276/ryokan_kanriuneijoureikisoku.pdf

様式は、規則の中に入っていますが、上記アドレスのものはPDFデータになっています。wordデータが必要な方は文京区の例規集からダウンロードして使用してください。

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/kusejoho/jore/reikisyu.html>

4 様式集

次ページより様式集になっています。必要なものをコピーしてお使いください。

年 月 日

文 京 区 長 殿

営業予定者 住所

氏名 印

電話 ()

〔 法人の場合は、その所在地、名称
及び代表者氏名 〕

旅館業に係る計画届

旅館業に係る計画について文京区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する条例第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 旅館業の施設の名称
- 2 旅館業の施設の所在地
- 3 建築主の住所及び氏名（法人の場合は、その所在地、名称及び代表者氏名）
- 4 営業の種別 旅館・ホテル営業 簡易宿所営業 下宿営業
- 5 整備の種別 新築 既存建築物（ 工事有り 工事無し ）
- 6 旅館業の施設の概要 別紙のとおり

旅館業に係る計画のお知らせ				
施設の名 称				
施 設 の 所 在 地	(住居番号表示 ・ 地名地番)			
営 業 の 種 別				
整 備 の 種 別				
施設 の 概 要	敷 地 面 積		建 築 面 積	
	延 床 面 積		高 さ	
	階 数	地 上 階 地 下 階	使 用 階 数 等	
整 備 着 手 予 定 日		整 備 完 了 予 定 日		
営 業 予 定 者	住 所 氏 名			
建 築 主	住 所 氏 名			
標 識 設 置 年 月 日				
<p>○ この標識は、旅館業に係る計画について、文京区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する条例第8条第1項の規定により設置したものです。</p> <p>○ 上記計画についてのお問合せは、以下へご連絡ください。</p> <p>責 任 者</p> <p>電 話 番 号</p>				

備考 標識の大きさは、0.9平方メートル以上とする。

年 月 日

文 京 区 長 殿

営業予定者 住所

氏名 印

電話 ()

〔 法人の場合は、その所在地、名称
及び代表者氏名 〕

旅館業に係る計画標識設置届

下記のとおり標識を設置したので、文京区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する条例第8条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 設置年月日

- 2 旅館業の施設の名称

- 3 旅館業の施設の所在地

- 4 説明会の実施予定日時及び場所

- 5 添付書類
 - (1) 標識設置位置図
 - (2) 標識設置状況を撮影した写真

旅館業に係る説明会開催のお知らせ	
施 設 の 名 称	
開 催 日 時	年 月 日 時から 時まで（予定）
名 称 開催場所 住 所	
説 明 会 案 内 板 設 置 月 日	年 月 日
<p>○ この説明会案内板は、文京区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する条例第9条第2項の規定により設置したものです。</p> <p>○ 上記説明会についてのお問合せは、以下へご連絡ください。</p> <p>責 任 者</p> <p>電 話 番 号</p>	

備考 説明会案内板の大きさは、0.6平方メートル以上とする。

年 月 日

文京区長 殿

設置者 住所

氏名

印

電話 ()

（法人の場合は、その所在地、名称
及び代表者氏名）

旅館業に係る計画説明会案内板設置届

下記のとおり説明会案内板を設置したので、文京区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する条例施行規則第6条第4項の規定により届け出ます。

記

- 1 説明会案内板設置年月日

- 2 旅館業の施設の名称

- 3 旅館業の施設の所在地

- 4 説明会の実施予定日、時間及び会場

- 5 添付書類
 - (1) 説明会案内板設置位置図
 - (2) 説明会案内板設置状況を撮影した写真

年 月 日

文 京 区 長 殿

営業予定者 住所
氏名 印
電話 ()

建 築 主 住所
氏名 印
電話 ()

〔 法人の場合は、その所在地、名称
及び代表者氏名 〕

旅館業に係る計画説明会報告書

下記のとおり旅館業に係る計画について説明会を開催したので、文京区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する条例第9条第3項の規定により届け出ます。

記

- 1 旅館業の施設の名称
- 2 旅館業の施設の所在地
- 3 説明会の経過

日 時	場 所	説明者	出席者数

- 4 添付書類
 - (1) 第6条第6項の規定により隣接住民に周知した書類
 - (2) 説明会で配付した資料
 - (3) 議事録その他説明会の内容が確認できる書類

年 月 日

文 京 区 長 殿

申 出 者 住所

氏名

印

電話 ()

〔 法人の場合は、その所在地、名称
及び代表者氏名 〕

意 見 申 出 書

文京区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する条例第10条第1項の規定により、旅館業に係る計画について、下記のとおり意見を申し出ます。

記

1 旅館業の施設の名称

2 旅館業の施設の所在地

3 営業予定者等の名称

営業予定者

建 築 主

4 意 見

年 月 日

文 京 区 長 殿

営業予定者 住所
氏名 印
電話 ()

建 築 主 住所
氏名 印
電話 ()

〔 法人の場合は、その所在地、名称
及び代表者氏名 〕

事 前 協 議 結 果 報 告 書

旅館業に係る計画について事前協議を行ったので、文京区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する条例第10条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 旅館業の施設の名称
- 2 旅館業の施設の所在地
- 3 事前協議の概要

日 時	意見申出者	方 法	協議の結果

※ この報告書に記載しきれない事項は、別紙に記載して添付すること。

年 月 日

文 京 区 長 殿

申出者 住所

氏名

印

電話 ()

〔 法人の場合は、その所在地、名称
及び代表者氏名 〕

調 整 申 出 書

文京区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する条例第 11 条の規定により、下記の旅館業に係る計画について、調整を行うよう申し出ます。

記

- 1 旅館業の施設の名称

- 2 旅館業の施設の所在地

- 3 調整を求める事項

※ 申出者が2人以上の場合、上記の申出者には代表者を記載し、その他の申出者は別紙に記載して添付してください。

年 月 日

文 京 区 長 殿

営業予定者 住所

氏名 印

電話 ()

〔法人の場合は、その所在地、名称
及び代表者氏名〕

旅館業の施設整備完了届

下記のとおり、旅館業の施設の整備が完了したので、文京区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する条例第 13 条の規定により届け出ます。

記

1 旅館業の施設の名称

2 旅館業の施設の所在地

3 整備完了年月日 年 月 日

年 月 日

文 京 区 長 殿

営業予定者 住所

氏名 印

電話 ()

〔 法人の場合は、その所在地、名称
及び代表者氏名 〕

旅館業に係る計画廃止届

下記のとおり、旅館業に係る計画を廃止したので、文京区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する条例第 14 条の規定により届け出ます。

記

1 旅館業の施設の名称

2 旅館業の施設の所在地

3 営業の種別 旅館・ホテル営業 簡易宿所営業 下宿営業

4 標識撤去年月日 年 月 日

旅館業説明会報告セルフチェックリスト

●説明会において説明すべき事項

1 旅館業の施設及び当該施設が存する建築物の規模

(旅館業の施設を予定している敷地・建物全体について)

- 敷地面積 延床面積
 建築面積 階数

2 旅館業の施設の敷地の形態及び規模

(旅館業の施設が建物の一部使用の場合について)

- 延床面積 部屋番号
 使用階数

3 旅館業の施設の位置及び付近の建築物の位置の概要

- 建物の配置図(寸法入)
 当該施設周辺の地図(周囲300m)

4 旅館業の施設の構造及び設備

- 施設の外観 客室の定員別の数及び総定員数
 各階の構造 駐車場
 フロントの構造(代替設備を設ける場合はその設備と事務所の詳細) 付帯設備(食堂、宴会場、ゲーム場等)
 看板等の広告

5 営業形態

- 旅館業法上の営業種別 主たる客層
 直営、委託の別(委託の場合は委託先) 集客方法
 風俗営業該当又は非該当 営業日及びチェックイン・チェックアウトの時間
 営業開始予定日

6 管理運営方針

- 外国語対応従業員配置の有無(対応可能な外国語) 食事提供の有無(有りの場合は、食堂の詳細)
 廃棄物の取扱(保管場所・排出方法) 料金及び鍵の受け渡し方法・場所
 施設の騒音対策 本人確認方法
 防火・防犯対策(避難経路等) 宿泊者名簿記入の方法及び名簿保管場所
 喫煙の可否(可の場合は、喫煙所及び排煙の詳細) 旅券の確認及び旅券内容の記録方法

7 その他区長が必要があると認めた事項

- 区に対する意見申出期日
 隣接住民への案内周知
 工期スケジュール(大型車の通行や重機の稼働日)

施設名

施設所在地

文京区

営業者名

チェックリスト記入者

～ 手続きの流れ ～

